

裏面白紙

四工千ル鉛取扱基準令之告示

在路夫厚藥部局

中村藥事課
公羽 事務室

264215番

四エチル鉛の取扱等基準に関する政令（案）

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第十
六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（定義）

- 一 條 この政令で「製造業者」とは、四エチル鉛の製造業者をいう。
二 この政令で「輸入業者」とは、四エチル鉛の輸入業者をいう。
三 この政令で「混入業者」とは、四エチル鉛をガソリンに混入することを業と
する者をいう。

（混入の制限）

一 條 四エチル鉛は、ガソリン以外の^物に混入してはならない。但し、厚生
大臣の許可を得たものは、この限りでない。

二 條 混入業者は、四エチル鉛をガソリンに混入する場合は、割合がガソリン

の混入業者は、厚生大臣の許可を得た場合は、この限りでない。
一 ガソリンにつき四エチル鉛三立方センチメートル以下でなければならぬ。
二 混入業者は、厚生大臣の許可を得た場合は、この限りでない。

（四エチル鉛の着色）

一 條 製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エチル鉛を
鮮明な赤色に着色しなければならない。

（四エチル鉛の表示）

一 條 製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エチル鉛の
容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

一 内容量

二 この容器が^{（内）}四エチル鉛の全量と消費したときは、その正味内容量と、
その容器が^{（外）}四エチル鉛の全量と消費したときは、その毛量とを直ちに製造所に返送す
るか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれのない方法で処理しなければならない。
三 ならぬ。

(四) エナル鉛の貯蔵

第^四條 製造業者、輸入業者、混入業者又は第^三條第^一項但書の規定により厚生大臣の許可を受け付る者は、四エナル鉛を貯蔵する倉庫は、充分な換気装置を備へなければならぬ。

(四) エナル鉛の運搬

第^五條 四エナル鉛又はその空容器を運搬するときは、他の物と混載してはならない。

2 前項に定める事項の外、四エナル鉛又はその空容器の運送について危害防止のために必要な事項は、運輸省令で定める。

(四) エナル鉛の空容器の返送

第^六條 混入業者又は第^三條第^一項但書の規定により厚生大臣の許可を受け付る者は、四エナル鉛が空になったときは、そのまゝ密閉して直ちに四エナル鉛の製造所に返送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、そのまゝ返送する。

このない方法に於ては、混入しなければならぬ。

(加鉛ガソリンの表示)

第^七條 混入業者は、四エナル鉛を混入したガソリン(以下「加鉛ガソリン」という。)の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならぬ。

- 一 中^二エナル鉛が混入しているガソリンが入っていること
- 二 このガソリンは、内燃機関以外には使用しないこと

加鉛ガソリンの着色

第^八條 混入業者は、加鉛ガソリンを鮮明な赤色に着色しなければならぬ。

加鉛ガソリンの取扱

第^九條 加鉛ガソリンの販売業者は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他見易い場所に第^七條に掲げる事項を表示しなければならぬ。

店鋪内

施行期更

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第^ニ条第^ニ項、第^ハ条及第^ニ条の
規定は、公布の日から起算して六十日を経た日から施行する。

理 由

四エナル鉛の毒性による危害を防止するため、これが取扱等に関する技術上の
基準を定め、國民の保健衛生上萬全を期する必要があるからである。

四エナル鉛の取扱等の基準に關する政令(案)

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十九号)第十
六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

(定義)

第一條 この政令で「製造業者」とは、四エナル鉛の製造業者をいう。

2 この政令で「輸入業者」とは、四エナル鉛の輸入業者をいう。

3 この政令で「混入業者」とは、四エナル鉛をガソリンに混入することを業と
する者をいう。

(混入の制限)

第二條 四エナル鉛は、ガソリン以外のものに混入してはならない。但し、厚生
大臣の許可を得たときは、この限りでない。

3 混入業者は、四エナル鉛をガソリンに混入するときは、その割合がガソリン

一ガロンにつき四エナル鉛三立方センチメートル以下でなければならない。

3 混入業者は、厚生大臣に届け出た場所以外の場所で、四エナル鉛をガソ
リンに混入してはならない。

(四エナル鉛の着色)

第三條 製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エナル鉛を
鮮明な赤色に着色しなければならない。

(四エナル鉛の表示)

第四條 製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エナル鉛の
容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

一 内容量

ニ この容器が空になったときは、そのまま密閉し、直ちに製造所に返送す
るか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれのない方法により処置しなければ
ならないこと。

(四エナル鉛の貯蔵)

第五條 製造業者、輸入業者、混入業者又は第二條第一項但書の規定により厚生大臣の許可を受けた者は、四エナル鉛を貯蔵する倉庫に充分な換気装置を施さなければならぬ。

(四エナル鉛の運搬)

第六條 四エナル鉛又はその空容器を運搬するときは、他の物と混載してはならぬ。

2 前項に定める事項の外、四エナル鉛又はその空容器の運送について危害防止のため必要な事項は、運輸省令で定める。

(四エナル鉛の空容器の返送)

第七條 混入業者又は第二條第二項但書の規定により厚生大臣の許可を受けた者は、四エナル鉛が空になったときは、そのまゝ密閉し、直ちにその四エナル鉛の製造所に返送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれ

のない方法により廃棄しなければならない。

(加鉛ガソリンの表示)

第八條 混入業者は、四エナル鉛を混入したガソリン(以下「加鉛ガソリン」という。)の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

一 四エナル鉛が混入されているガソリンが入っていること。

二 このガソリンは、内燃機関以外には使用してはならないこと。

(加鉛ガソリンの着色)

第九條 混入業者は、その混入した加鉛ガソリンを鮮明な赤色に着色しなければならない。

(加鉛ガソリンの取扱)

第十條 加鉛ガソリンの販売業者は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他の目易い場所に第八條各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(施行期日)

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第二條第三項、第八條及び第十條の規定は、公布の日から起算して六十日を経た日から施行する。

理 由

四エチル鉛の毒性による危害を防止するため、^{（昭和）}取扱等に関する技術上の基準を定め、國民の保健衛生上萬全を期する必要があるからである。

(四エチル鉛の運搬)

第五條 四エチル鉛を 鉄道又は自動車によつて運搬するときは、次の各号に

よつて注意しなければならない。

一 他物と混雜してはならない。

二 容器は、^{（昭和）}工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基

づく、^{（昭和）}JIS（日本工業規格）のドラム缶又は同等以上の強度を有する

ドラム缶を使用すること。

三 容器内は、十パーセント以上の空気を残すこと。

四 容器の蓋と内容が四エチル鉛であることを表示すること。



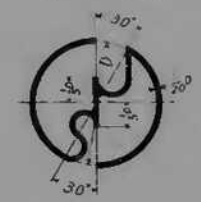
工業標準化法關係法令集

工業技術廳標準部

81

表紙のマークは、工業標準化法により指定商品について表示許可の申請をした製造業者が許可を受けた場合に商品につけるマークで、この特別なマークのつけられた商品は確実に日本工業規格に規定された品質をもっていることをあらわします。

(マークの寸法)



目次

工業標準化法	一
工業標準化法施行規則	八
表示許可申請手数料令	二六
表示許可申請書様式	二七
指定商品一覧表(別表)	

工業標準化法

公布 昭和二十四、七、一
施行 昭和二十四、七、一

法律第一八五号

法律の目的

第一条 この法律は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによつて、工業品の品質の改善、生産能力の増進その他生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

定義

第二条 この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全国的に統一し又は單純化することをい、工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。

一 工業品（医薬品、農薬、化学肥料、垂糸及び其材料品その他農林物資規格法（昭和二十五年法律第一七五号）による農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度

二 工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は工業品の生産に関する作業方法若しくは安全案件

三 工業品の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法

四 工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法

五 工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は単位

六 建築物その他の構造物の設計、施行方法又は安全条件

(日本工業標準調査会)

第三條 通商産業省に日本工業標準調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、工業標準化の促進に関し、関係大臣の諮問に應じて答申し、又は関係大臣に対し建議することができる。

第四條 調査会は、委員二百五十人以内で組織する。

2 委員は学識経験のある者及び関係各職の職員のうちから、関係各大臣の推薦により、通商産業大臣が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中これを解任することを妨げない。

第五條 調査会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は調査会の事務を総理する。

第六條 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 第四條第二項の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、当該特別の事項調査審議が終了したときは、退任する。

第七條 調査会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

3 専門委員は、会長の申出により、通商産業大臣が委嘱する。

第八條 調査会の委員、臨時委員及び専門委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受ける

ものとする。

第九條 調査会の庶務は、工業技術院において処理する。

第十條 前七条及び国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に定めるものの外、調査会に関し必要な事項は省令で定める。

(工業標準の制定)

第十一條 主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を経なければならない。

第十二條 利害関係人は、省令の定めるところにより、原案を具して工業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、調査会の意見を徴し、その申出に係る工業標準を制定すべきものと認めるときは、工業標準の案を調査会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を申出人に通知しなければならない。

第十三條 調査会は、省令で定める公正な手続にしたがい、工業標準の案を審議し、その結果を主務大臣に答申しなければならない。

2 主務大臣は、調査会が制定すべきものと答申した工業標準の案が總ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に當つて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を附するものでなく、適当であると認めるときは、これを工業標準として制定しなければならない。

(工業標準の確認、改正及び廃止)

第十四條 前三条の規定は、工業標準の確認、改正又は廃止に準用する。

第十五条 主務大臣は、第十一条の規定により制定した工業標準がなお適正であるかどうかを、その制定の日から少くとも三年を経過すること、調査会の審議に附し、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

公 示

第十六条 主務大臣は、工業標準を制定し、確認し、改正し、又は廃止したときは、これを公示しなければならない。

（日本工業規格）

第十七条 第十二条の規定により制定された工業標準は、日本工業規格という。

2 何人も第十二条の規定により制定された工業標準でないものを日本工業規格と称してはならない。

（公聴会）

第十八条 主務大臣は、工業標準化のため必要があると認めるときは、公聴会を開いて利害関係人の意見を聞くことができる。

2 調査会又は工業標準に実質的な利害関係を有する者は、工業標準が總ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を附するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3 主務大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、工業標準の改正を必要と認めるときは、工業標準を調査会に付議し、その改正について適切な審議を行わせなければならない。

5 前四項に定めるものの外、公聴会について必要な事項は、省令で定める。

（表 示）

第十九条 主務大臣が特に必要があると認めて調査会の議決を経て工業製品の品目を指定したときは、その製造業者は、主務大臣の許可を受けてその製造する当該工業製品又はその包装若しくは容器に、当該工業製品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することができる。

2 主務大臣は、前項の許可をしようとするときは、その製造業者の申請に係る工業製品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術生産条件を審査しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づき、許可をするかどうかを決定し、その旨を申請人に通知するとともに許可にする品目及び許可を受けた製造者の氏名又は名称を公示しなければならない。

4 第一項の表示に関し必要な事項は省令で定める。

5 第一項の規定により指定された品目の工業製品（以下「指定商品」という。）については、第一項の許可を受けた製造業者でなければ、何人もその取り扱う指定商品又はその包装若しくは容器に、その指定商品が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

（手数料）

第二十条 前条の規定による許可を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

（表示についての申出）

第二十一条 第十九条第一項の表示に附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当しないと認める者は、主務大臣にその旨を申し出ることができる。

(検査)

第二十二条 主務大臣は、前条の規定による申し出を受けたとき、その他必要があると認めるときは、その職員に第十九条第一項の許可を受けた製造業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、指定商品若しくはその原材料又はその製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十三条 主務大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、表示の附してある指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、又は許可を受けた該工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が適正でないと認めるときは、その製造業者に対し、表示の変更若しくは指定商品の販賣の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

(聴聞)

第二十四条 主務大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該製造業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 主務大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、前条の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該製造業者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該製造業者又はその代理人は、自己のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出すること

ができる。

(罰則)

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第五項の規定に違反した者

二 第二十三条の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

機、のビータカバ、及びデスタド、ア、その輪機のシリンドのフロン
トプレート、練糸機若しくは粗紡機のヘッドストックのシートア
イロンド、ア、粗糸紡績機における切綿機のシリンドカバ、又は
は製綿機のシリンドカバ、にそれぞれ附せられた緊錠装置、内庄
容器の安全装置、健康診断用具、労働環境測定器具、労働衛生保
護具並びに救急用具

(関係大臣)

第二条 主務大臣は、法第十一条、法第十二条第二項、法第十三条第二項、法第十四条、法第十五条並びに法第十八条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一号から第五号までに掲げる工業標準に關し、左の表の上欄に掲げる工業製品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。

消防機械器具、無線設備の機器（電波の質に關係する水晶発振子、保持器等以外の無線電氣通信機械部品及び受信のみに使用する真空管を除く。）及び電波法百条第一項に規定する高周波利用設備の機器	内閣總理大臣
教育用品	文部大臣
厚生省設置法（昭和二十四年法律百五十一号）第二条に規定する添加物、器具、用具及び容器包装並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第一項により指定されたおもちや	厚生大臣

工業製品にして通商産業省が生産を所掌する農林畜水産業専用物品及び運輸省が生産を所掌する漁業専用物品	農林大臣
自動車（自動車部品、自動車用蓄電池及び自動車工具を除く。）氣象観測用品、航路標識及び船舶救難用具	運輸大臣
有線電氣通信機械（電波法百条第一項に規定する高周波利用設備の機器を除く。）	電氣通信大臣

2 主務大臣は、法第十一条、法第十二条第二項、法第十三条第二項、法第十四条、法第十五条並びに法第十八条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第三号に掲げる工業標準に關し、特に運輸に關係のある場合については運輸大臣、特に郵便に關係のある場合については郵政大臣に協議しなければならない。

第二章 日本工業標準調査会

第一節 会長及び副会長

(会長の互選)

第三条 法第五条の規定による会長の互選は、無記名とし、有効投票の過半数を得た者を当選人とする。
2 投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。但し、決選投票を行うべき二人を定めるに当り得票数が同数であるため得票数によつては二人を定めることができないとき、又は決選投票の結果得票数が同数で当選人を決することができないときは、

くじで定める。

第四条 会長の任期は、委員の在任期間とする。但し、再任を妨げない。

(副会長)

第五条 日本工業標準調査会(以下調査会という)に、委員の互選による副会長一人を置く。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その事務を代行する。

3 第三条の規定は、副会長の互選に準用する。

第二節 構成

(調査会)

第六条 調査会の総会は、会長又は副会長を選任する場合並びに第十三条及び第十七条に規定する場合には、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の半数以上の者から総会に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があつたときは、会長は、これを招集しなければならない。

第七条 調査会に、標準会議及び部門別の部会を置く。

2 部会の設置及び廃止は、会長が、標準会議にはかつてきめる。

(標準会議)

第八条 標準会議は、会長、副会長及び会長の指名する委員で組織し、左に掲げる事項を所掌する。

一 各部会相互間の調整

二 部会(合同部会を含む)における調査審議手続の可否の審議

三 調査会全体の業務運営に関する総合企画

四 第三十三条の規定による諮問事項(部会にはかられるものを除く)の調査審議及び法第三条第二項に規定する建議事項のうち部会の所掌に属しないものの調査審議

第九条 会長は、議長として標準会議の事務を整理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその事務を代行する。

第十条 標準会議は、議長が招集する。

2 議長は、原則として毎月一回標準会議を招集しなければならない。

3 標準会議の構成員の半数以上の者から会議に付議すべき事項を示して、会議の招集の請求があつたときは、議長は、これを招集しなければならない。

2 議長は、必要があるとき、標準会議の構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べ又は説明させることができる。

第十二条 議長は、標準会議の調査審議事項について他に調査を委託する必要があると認める場合には、その旨を会長に上申することができる。

第十三条 会長が特に総会を開く必要があると認める場合の外、第八条第四号に規定する事項を標準会議が議決したときは、その議決を調査会の議決とする。

(部会)

第十四条 部会は、会長の指名する委員で組織し、部門ごとに左に掲げる事項を所掌する。

一 専門委員会の設置及び廃止並びに専門委員会相互間の調整

二 専門委員会（合同委員会を含む）における調査審議手続の可否の審議

三 第三十一条の規定により専門委員会が議決した事項の調査審議

四 第三十二条の規定による付託事項の調査審議

五 第三十三条の規定による諮問事項（標準会議にはかられるものを除く）の調査審議及び法第三十二条第二項に規定する建議事項の調査審議

六 その他専門委員会が議決した事項の調査審議

2 部会の構成員（部長を除く）は、部会の承認を受けて、その代理者を出席させることができる。

第十五条 部会に、その構成員の互選による部長を置く。

2 部会に、部長を補佐するため必要があるときは、部会の構成員の互選による副部長一人を置くことができる。

3 第三案の規定は、部長及び副部長の互選に準用する。

第十六条 部長は、部会の事務を整理する。

2 部長に事故があるときは、副部長が置かれている場合には副部長が、副部長が置かれていない場合には部長の指名する委員が、その事務を代行する。

第十七条 部会の議決した事項は、標準会議の議決を経なければならない。

2 会長が特に總會を開く必要があると認める場合の外、標準会議において可決された部会の議決を調査会の議決とする。

3 部会の議決した事項を標準会議が否決した場合には、会長は、總會を開いてこれを調査審議しなければならない。

ない。但し、標準会議は、總會が開かれる前に一回に限り、理由を附してその否決した事項を部会に差し戻し再審させることができる。

第十八条 第十条から第十二条までの規定は、部会に準用する。

（合同部会）

第十九条 部会相互間の連絡統一を図るため必要があるときは、標準会議の勧奨により又は部会が他の部会と協議して、合同部会を開くことができる。

第二十条 合同部会の構成員は、関係各部会の構成員とする。

2 関係各部会長のうちからくじで定めた者が、議長として合同部会を主宰する。

3 第二十一条、第十二条、第十四条第二項及び第十七条の規定は合同部会に準用する。

（専門委員会）

第二十一条 部会に、専門事項別の専門委員会を置く。

2 専門委員会の設置及び廃止は、部長が、標準会議の承認を受けて定める。

第二十二条 専門委員会は、その所屬する部会の推薦に基づき、会長が指名する委員、臨時委員又は専門委員で組織し、専門事項ごとに左に掲げる事項を所掌する。

一 分科会の設置及び廃止

二 第三十一条の規定による付託された事項の調査審議

三 その他部会から付託された事項の調査審議

2 前項の構成員には、原則として実質的な利害関係を有する議決の者の意向を適正に反映するよう、生産者、

使用消費者及び販賣者が指定されていなければならない。但し、直接商取引に關係のないものについては、この限りでない。

第十四条第二項の規定は、専門委員会に準用する。

第十三条 専門委員会に、その構成員の互選による委員長を置く。

2 第三条の規定は、委員長長の互選に準用する。

第十四条 委員長は、専門委員会の事務を整理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長長の指名する委員又は臨時委員が、その事務を代行する。

第十五条 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員長が招集する。

第十六条 第十一條及び第十二條の規定は、専門委員会に準用する。

(合同委員会)

第二十七條 専門委員会相互間の連絡統一を図るため必要があるときは、部会の勧奨により又は専門委員会が他の専門委員会と協議し関係部会の承認を経て、合同委員会を開くことができる。

第二十八條 第十一條、第十二條、第十四條第二項並びに第二十條第一項及び第二項の規定は、合同委員会に準用する。

(分科会)

第二十九條 専門委員会に、調査のため必要があると認めるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長長の指名する専門委員会の構成員又は委員長長の申出により会長の指名する専門委員で組織する。

第三十條 分科会に、委員長が指名する主査一人を置く。

第三節 調査審議手続

(付託及び付託)

第三十一條 工業標準の制定、確認、改正又は廃止に關し、法第十一條、法第十二條第二項(法第十四條において準用する場合を含む)、法第十五條又は法第十八條第四項の規定による付託があつたときは、会長は、関係部会に付託し、部会は、所屬の關係専門委員会に付託しなければならない。

第三十二條 法第十二條第一項の規定による利害關係人の申出につき同条第二項の規定により調査会の意見を求められたとき、又は工業製品の品目の指定に關し法第十九條第一項の規定による付託があつたときは、会長はこれを關係部会に付託しなければならない。

第三十三條 前二條に定めるものの外、調査会が法第三條第二項の規定により關係各大臣から諮問を受けたときは、会長は、これを關係部会又は標準會議にはからなければならない。

(専門委員会の調査審議手続)

第三十四條 専門委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

第三十五條 専門委員会において調査審議を終了したときは、議決を行い、委員長は、調査審議報告書及び議事録を關係部会長に提出しなければならない。

第三十六條 専門委員会が議決をする場合には、全員にはかりその三分の二以上の同意を得なければならない。

2 前項の議決に關し調査審議事項が直接商取引に關係のある場合には、原則として実質的な利害關係を有する總ての者の意向が適正に反映されていなければならない。

第三十七条 専門委員会はその所掌事項を書面により調査審議することができる。
第三十八条 専門委員会の構成員は、専門委員会において少数で廃棄された意見を書面で関係部長に申し立てることができる。

2 前項の申立ては、第三十五条の調査審議報告書が関係部長に提出されるまでになされなければならない。
第三十九条 第三十四条から前条までの規定は、合同委員会の調査審議手続に準用する。

（部会の調査審議手続）

第四十条 部会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第四十一条 部会が専門委員会（合同委員会を含む。以下同じ。）の議決した工業標準案について調査審議する場合に、その専門委員会の委員長がその案の内容について説明した後、審議経過を報告しなければならない。

2 前項の委員長報告について、少数意見者が、その少数意見を報告する。

第四十二条 部会において調査審議を終了したときは、議決を行い、部長は、調査審議報告書及び議事録を標準会議の議長に提出しなければならない。但し、専門委員会が議決した事項を部会が否決したときは、部長は、議長に提出する前に二回に限り、理由を附してこれを専門委員に差し戻し再審させなければならない。

第四十三条 部会が議決する場合に、全員にはかりその半数以上の同意を得なければならない。但し、可否同数の場合には部長が決する。

第四十四条 第三十七条の規定は、部会の調査審議に準用する。

第四十五条 第四十条から前条までの規定は、合同部会の調査審議手続に準用する。

（標準会議の調査審議手続）

第四十六条 標準会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第四十七条 標準会議が部会（合同部会を含む。以下同じ。）の議決した工業標準案について調査審議する場合に、その部会の部長が、その案の内容について説明した後、審議経過を報告しなければならない。

第四十八条 標準会議において調査審議を終了したときは、議決を行い、議長は、調査審議報告書及び議事録を会長に提出しなければならない。但し、部会が議決した事項を標準会議が否決したときは、会長に提出する前に一回に限り、理由を附してこれを部会に差し戻し再審させなければならない。

第四十九条 標準会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合には議長が決する。

（総会の調査審議手続）

第五十条 総会は、構成員の三分の一以上の出席がなければ開くことができない。

第五十一条 総会において調査審議を終了したときは、議決を行い、会長は、その結果に基づき主務大臣に答申又は建議しなければならない。

第五十二条 第四十九条の規定は、総会の議決に準用する。

第三章 工業標準の制定、確認、改正又は廃止の申出及び公示

（申 出）

第五十三条 法第十二条（法第十四条において準用する場合を含む。）の規定により利害関係人が申し出る場合には、左に掲げる事項を記載した正副四通の申出書を原案とともに、工業技術院長官を經由して主務大臣に提出しなければならない。但し、工業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする工

業標準を原案とみなす。

- 一 申出人の住所及び氏名又は名称
- 二 制定、確認、改正又は廃止しようとする工業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止しようとする理由
- 四 制定又は改正の申出のときは、原案作成までの経過又は議事録
- 五 申出人の職業とその業務内容。但し、申出人が団体の代表者であるときは、その団体の目的及び業務内容並びに構成員の氏名又は名称

〔公〕

第五十四条 法第十六条に規定する公示は、その工業標準の名称及び番号並びに制定、確認、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

第四章 公聴会

〔公聴会〕

第五十五条 法第十八条第一項及び第三項の規定により、主務大臣が公聴会を開催しようとするときは、少くともその十日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする案件を公示しなければならない。

第五十六条 法第十八条第二項の規定により、調査会又は工業標準に実質的な利害関係を有する者が公聴会の開催を請求するときは、左に掲げる事項を記載した正副四通の公聴会開催請求書を工業技術局長官を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名又は名称

二 件名

三 請求の理由

四 意見

第五十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を工業技術局長官を経由して主務大臣に申し出なければならない。

第五十八条 公聴会においてその意見を聞こうとする利害関係人及び学識経験者（以下公選人という）は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから主務大臣がこれを定め、本人にその旨を通知する。

二 あらかじめ申し出た者のうちにその案件に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公選人を選ばなければならない。

第五十九条 公聴会は主務大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

第六十条 公聴会には、主務大臣がそのつど指名する職員を出席させて意見を述べさせることができる。

第六十一条 公選人発言は、案件の範囲をこえてはならない。

二 公選人の発言が案件の範囲をこえ又は公選人に不適当な言動があつたときは、議長は、その発言を停止し最端を命ずることができる。

第六十二条 第六十条の規定により指名された職員は、公選人に対して質疑することができる。但し、公選人は職員に対し質疑することはできない。

第六十三条 公選人は、議長の同意を得た場合には、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べさせることが

できる。

第五章 表示及び検査

(指定商品の公示)

第六十四条 法第十九条第一項の規定により主務大臣が該工業品の品目を指定したときは、その品目を告示により公表するものとする。

(許可の申請)

第六十四条の二 法第十九条第五項に規定する指定商品（以下指定商品という。）の製造業者が同条第一項の許可を申請する場合には、その申請に係る指定商品を製造する工場又は事業場ごとに申請書を作成し、当該製造業者が主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の様式その他申請に關し必要な事項は、主務大臣が指定商品ごとに告示で定める。

(表示)

第六十五条 法第十九条第一項の表示には、左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、主務大臣において当該事項の全部を記載する必要がないと認めた場合には、その一部を省略することができる。

- 一 JISという文字
- 二 該当する日本工業規格の番号
- 三 該当する日本工業規格に等級又は種類が定められているときはその等級又は種類
- 四 許可番号
- 五 商品の製造年又はその製造年を表わす略号

六 製造業者又は製造業者名を表わす略号

2 前項の表示様式及び附し方並びに同項但書による記載事項省略については、主務大臣が指定商品ごとに告示で定める。

(表示についての申出)

第六十六条 法第二十條の規定により指定商品の表示について申し出る場合には、申出人は、左に掲げる事項を記載した申出書三通を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申出人の住所及び氏名又は名称
- 二 表示されている日本工業規格の番号及び等級又は種類
- 三 申出の理由
- 四 表示されている製造業者の氏名又は名称
- 五 申出に係る指定商品の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

(検査の証拠)

第六十七条 法第二十二條第二項に規定する証拠は、別記様式とする。

第六章 附 則

(附 則)

第六十八條 法第二十四條に規定する聴聞は、主務大臣又はその指名する職員を議長とする聴聞会において行う。

第六十九條 聴聞会は、主務大臣がそのつど指名する職員を出席させて答弁に當らせることができる。

第七十條 議長は、聴聞会においてその秩序を維持する義務を負う。

2 議長は、その務の執行を妨げ又は不適当な行動をする者を退席させることができる。
第七十二条 議長は、必要があるとき認める場合には、法廷を延期又は終行することができる。
2 前項の場合には、議長は、次の日時及び場所を、法第二十四条に規定する製造業者（以下製造業者という。）又はその代理人に通知し、且つ、公示しなければならない。
第七十二条 議長は、聴聞を終了したときは、遅滞なくその結果を調書に作成しなければならない。
2 前項の調書には、左の事項を記載し、議長が、これに署名かつ印しなければならない。

二	一
数量	件名
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...
51	...
52	...
53	...
54	...
55	...
56	...
57	...
58	...
59	...
60	...
61	...
62	...
63	...
64	...
65	...
66	...
67	...
68	...
69	...
70	...
71	...
72	...
73	...
74	...
75	...
76	...
77	...
78	...
79	...
80	...
81	...
82	...
83	...
84	...
85	...
86	...
87	...
88	...
89	...
90	...
91	...
92	...
93	...
94	...
95	...
96	...
97	...
98	...
99	...
100	...

議長及び聴聞会に出席した職員の氏名

四 聴聞の場所及び年月日

五 弁論の要旨

第七十三条 前条の證書は、製造業者又はその代理人から申出があつた場合には、閲覧させなければならない。

二、命令主、公布の日から起算する。

2 調査会の第二回総会は、通商産業大臣が招集する。

別記

様式（用紙の大きさはB列八番とする）

第 号 年 月 日交付
工業標準化法、昭和二十四年法律第百八十五号の規定による立入検査をする職員の証

面 表

官職式名

主務大臣印

面 积

第二十二條 工務大臣は、前条の規定による申請を受けたときは、その必要がある事項の許可を受け、その職官に第九十場第一號定薬品若しくは必要な原料に立ち入り、製造場所を査察し、その原材及び製造方法並に品質管理方法を監督管理せしめ、該品の検査記録を検査することができる。又、技術的生産条件を審査せることができる。

第三項の規定により立入検査を受ける職務を司る者自身を示す証憑を携帯し、これを呈示しなければならぬとは、これは、第二十六條第二項第一号の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は三月以下の罰金に処する。

日本工業規格表示許可申請書

通商産業大臣

殿

昭和 年 月 日

申請者の氏名または
名称および住所

工業標準化法第十九条により下記について別紙書類を添えて
申請いたします。

指定商品	品 目 名
受審工場ま たは事業場	等級または種類 名 称 所 在 地
摘 要	

- 備考 1. 用紙の大きさはB列5番とすること。
2. 指定商品を二以上の工場または事業場で製造し、
これらの工場または事業場がいずれも審査を受け
ようとするときは事業場ごとに申請すること。
3. 「等級または種類」の欄には指定商品の日本工業規
格に等級または種類が定められている場合にのみ
記載すること。
4. 指定商品につき製造工程上工場または事業場が二
以上にわたるときはその関連工場全部を摘要欄に
記入すること。
5. この申請書は、三通を受審工場または事業場を所
轄する通商産業局に提出すること。
6. 収入印紙はこの申請の裏面に貼付すること。

工業標準化法に基く表示許可申請手数料令（昭和二十四年十二月二十七日政令第四〇八号）

内閣は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十條の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 工業標準化法第二十條の規定による手数料の額は、同法第十九條第一項の規定により主務大臣が指定す
る品目一件につき一万円とする。

第二條 前条の手料は、収入印紙をもつて納めなければならない。但し、印紙をもつて納め難い事由のあると
きは、現金をもつて納めることができる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(3) 検査設備(名称、台数、形式または容量、製造者名および製造年)*

(4) 検査の種類、方法および検査実施状況

4 指定商品の品質に関する事項

(1) 品質について特殊性がある場合にはその概要

(2) 品質保持上の技術的生産条件で特記すべきものがある場合にはその概要

5 添付図表

(1) 工場または事業場の一般配置図

(2) 指定商品に関する製造工程図

(3) 指定商品に関する主要設備一覧表(名称、台数、形式または容量、製造者名および製造年)*

(4) 指定商品に関する主要設備機械配置図**

記載注意

* 製造業者名および製造年は不明のときは推定でよい。

** 機械配置図は、一般配置図と同一図面により作成してもよい。

別紙書類

1 工場または事業場の経営に関する事項

(1) 沿革

(2) 申請者が法人の場合には資本金または出資金、定款および役員名

(3) 最近3箇月の製造品目別月別生産数量および金額

(4) 従業員数および就業状況(申請書提出日現在とする。)

(イ) 職員数(事務、技術別)および工員数(直接工、間接工別)

(ロ) 工員の平均賃金、平均年令および一日平均就業時間(単位人時)

(ハ) 指定商品の生産に関する交棒制の採否および交棒制を採用している場合の交棒回数*

2 指定商品の一般に関する事項

(1) 最近6箇月の月別生産数量および金額、生産設備能力ならびに今後の生産計画

(2) 上記月別生産数量中日本工業規格に合格するものの比率

(3) 最近6箇月間の主要販賣先名ならびに販賣先別販賣数量および金額

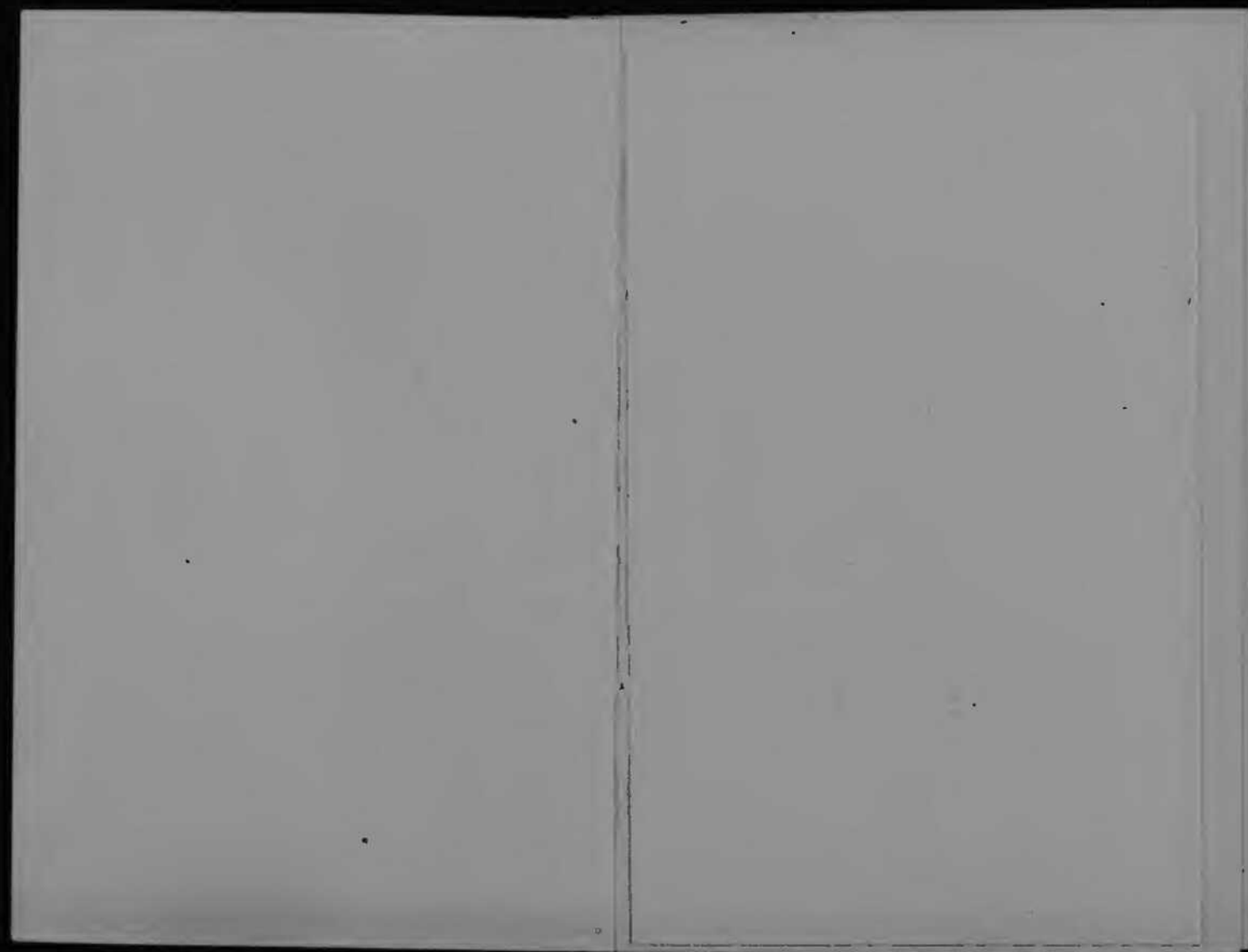
(4) 最近6箇月間の主要輸出先名ならびに販賣先別輸出数量および金額

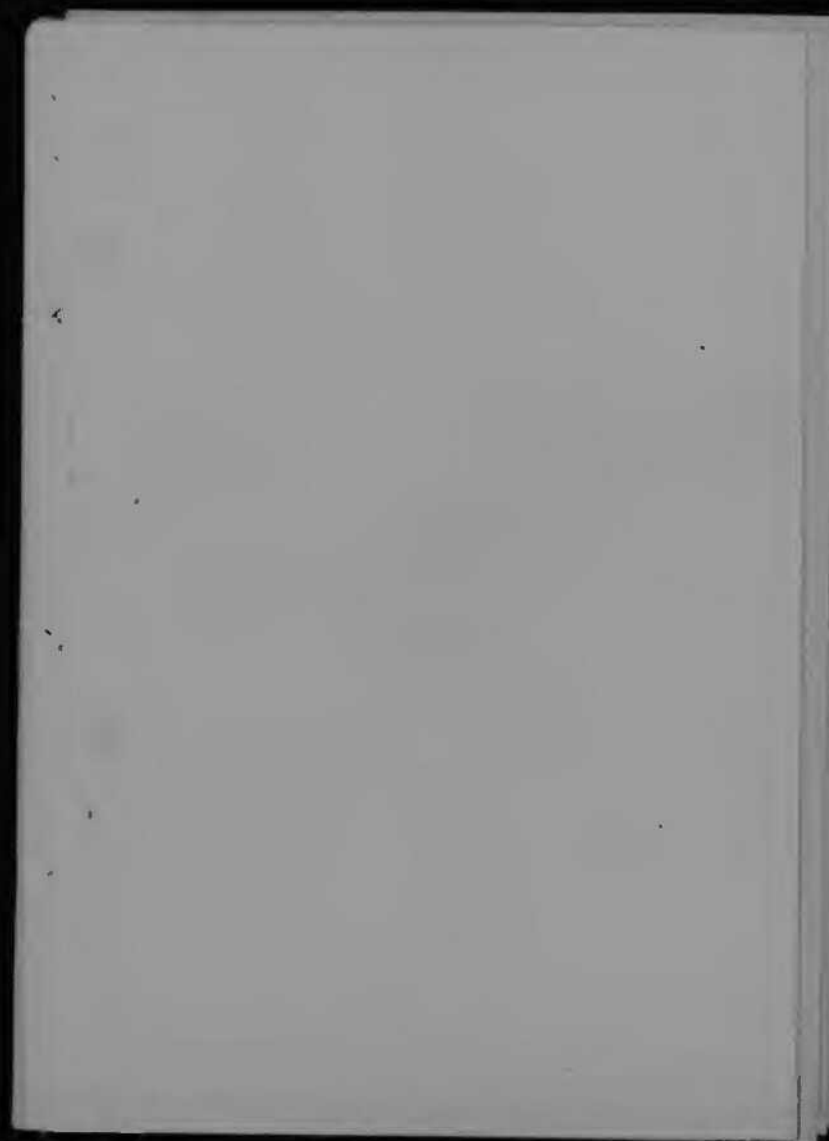
(5) 最近6箇月間の主要原材料および主要外注部品の品名、主要入手先または外注先名、購入数量および金額

3 指定商品の検査に関する事項(検査を外部に委託している場合を含む。)

(1) 検査組織

(2) 最近の6箇月間の月別検査員数





日本工業規格
鋼製ドラム (液体用)

1
JIS
Z 1601
(1951)

- 1 適用 この規格は石油、非腐食性液体 または これと類似の液体の貯蔵 および輸送に用いる容器である鋼製ドラム (以下 ドラムという) に適用する。
- 2 形式 ドラムは その構造により つぎの2型式にわけるとする。ただし1種・2種 および3種については 翼輪をつけることができる。
 - 2.1 A型 円筒形にツキ合せ溶接した胴体に 2個以上の圧出した輪帯を付け、天板 および地板を適正な接着剤を用い、巻締メにより取り付けしたもの。(1図イ) ただし 20ℓ のものについては輪帯を はぶいてもよい。
 - 2.2 B型 円筒形にツキ合せ溶接した胴体に 2個以上の圧出した輪帯を付け、天板 および地板を巻締メ および溶接して取り付けしたもの。(1図ロ) ただし 20ℓ のものについては輪帯をはぶいてもよい。

1 図



- 3 種別 ドラムは鋼板の厚サ・公称容量によりつぎの6種に分け、さらに構造型式により細分する。(1表)

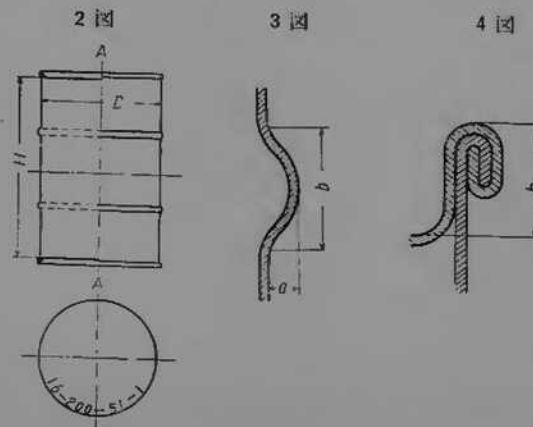
1 表

種 別	形 式	鋼板の厚サ mm	公称容量 ℓ
1 種	A または B	1.6	200
2 種	A または B	1.2	200
3 種	A または B	1.2	54
4 種	A または B	1.0	20
5 種	A または B	0.8	20
6 種	A または B	0.6	20

A 5 (148×210)

4 材料

- 4.1 鋼板 鋼板は JIS G 3301 炭素鋼薄板によるものとし、第1種・2種および3種用としては第1種 (Sp10C) を、4種・5種および6種用としては第2種 (Sp12CA, 12CB) 相当以上を使用する。
- 4.2 ロ金 座金およびプラグは良質の鍛鋼・可鍛鋳鉄または鋳鉄 その他合金によって造られ、輸送および貯蔵上 衝撃しないよう防セイ処理を施すものとする。
- 4.3 溶接棒 溶接棒は 良質のものを用い、電弧溶接による場合は JIS G 3524 軟鋼用被覆電弧溶接棒によるか、または これと同等以上のものを使用するものとする。
- 4.4 ガasket ガasketは内容物である各種液体に対して適当な品質をもっているものでなければならない。
- 4.5 接着剤 接着剤は肉ノリのよいもので鋼板に対し 強い接着性を示し、内容物である各種液体に対して適当な性質を有し、かつ必要な耐熱性 および耐久性をもったものでなければならない。
- 5 寸法容量 および 重量 ドラムの各寸法は2・3・4図 および 2・3表によるものそう云う。



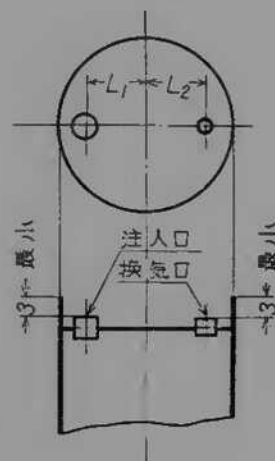
2 表

種別	内径 mm		内高 mm		チャイム mm		輪帯 mm		容 量 t	重 量 kg
	D	寸法差	H	寸法差	h	寸法差	a	b		
1 種	565	±5	845	±10	25	±3	8 以上	32 以上	212~214	28 以上
2 種	565	±5	845	±10	25	±3	6 以上	24 以上	212~214	22 以上
3 種	340	±5	635	±10	22	±3	5 以上	20 以上		7 以上
4 種	285	±5	335	±10	15	±3	-	-		4 以上
5 種	285	±5	335	±10	15	±3	-	-		3.2 以上
6 種	285	±5	335	±10	15	±3	-	-		2.5 以上

6 構造

- 6.1 同一の鋼板 および 厚サ 胴体・天板 および地板は同一の鋼板 および厚サのものを使用するものとする。
- 6.2 胴 体
- 6.2.1 胴体は4.1に規定された鋼板により製造され、溶接による接合とし、ロウ付 その他による接合によつてはならない。
- 6.2.2 胴体には 正出により2個以上の輪帯を付け、対称の位置に、かつ 2表に規定された寸法に製作されねばならない。
- 6.3 天板 および 地板
- 6.3.1 天板には注入口 (2インチ または 1 1/2 インチ) および換気口 (3/4 インチ) を それぞれ1個あて 5図3表に規定された位置 および高さに溶接 または 圧入により取り付けるものとする。

5 図



3 表

種別	中心線からプラグまでの距離 mm	
	L ₁	L ₂
1 種	190±5	210±5
2 種	190±5	210±5
3 種	100±5	110±5
4 種	100±5	110±5
5 種	100±5	110±5
6 種	100±5	110±5

6. 4 チャイム チャイムはA型の巻縮メによるか、またはB形の巻縮メおよび溶接による2種とし(1図)、2表に規定された寸法でなければならない。

7 口金

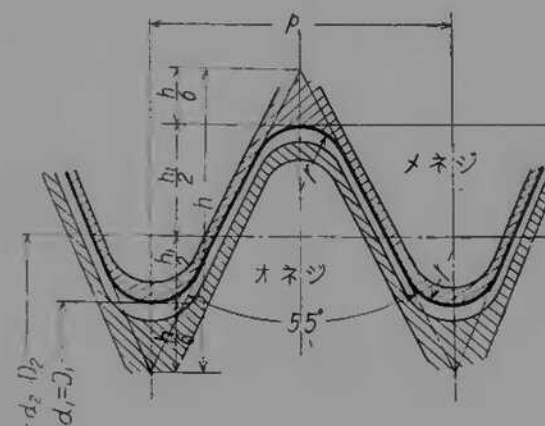
7. 1 封印 または封印冠 各注入口 および換気口に対して各1個あて口金を有し、口金は封印 または封印冠を施すことができるよう製作されるものとする。

7. 2 座 座はプラグ上のガスケットに対して適当な面を有し、天板に接するにあたっては溶接 または 圧入によるものとする。

7. 3 プラグ プラグは座にネジ込まれるもので、レンチ または角棒 その他 簡単な道具でとりはずすことができるよう製作されるものとする。

7. 4×ネジの寸法 口金ネジ部の基本寸法は JES 機械 0203 管用ネジによるものとし、その寸法差は6図 および 4表による。

6 図



4 表

単位 mm

呼び方			ピーチ p	オネジ			メネジ			
径 d	ネジの山数 n	mm		外径 d	有効径 d ₂	谷の径 d ₁	谷の径 D	有効径 D ₂	内径 D ₁	
インチ	mm	n								
2	59.62	11	2.359	59.62	58.14	56.66	59.62	58.14	56.66	基本径
				-0.31	-0.33	-0.35	規定セズ	+0.20	+0.40	上
				-0.66	-0.50	規定セズ	0	0	0	寸法差 下
1 1/2	47.80	11	2.309	47.80	46.32	44.84	47.80	46.32	44.84	基本径
				-0.25	-0.27	-0.3	規定セズ	+0.20	+0.40	上
				-0.60	-0.45	規定セズ	0	0	0	寸法差 下
1/2	26.44	14	1.814	26.44	25.28	24.12	26.44	25.28	24.12	基本径
				-0.15	-0.15	-0.15	規定セズ	+0.15	+0.30	上
				-0.45	-0.30	規定セズ	0	0	0	寸法差 下

Z 1601

7. 5 ガスケット ガスケットの寸法・形状については当事者間で適当に定めてよい。

8 塗装 および 仕上り ドラムの内外面は平滑でサビ・有害な酸化皮膜・金トゲ・その他異物を認めないよう仕上げられ、その外面にはエナメル塗装を施すものとする。

ただし、亜鉛塗装を施すことができる。

9 試験 試験は気密・落下 および水圧の各試験とする。

9. 1 気密試験 ドラム内に適当なる方法で5表に規定する圧縮空気を送り込み、これを水ソウ中に没し、漏れを認めてはならない。

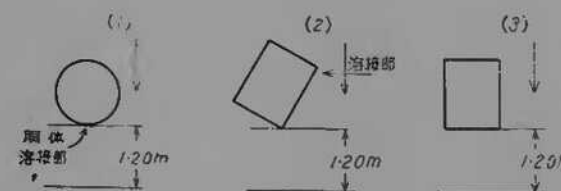
5 表

適 用	空気圧力 kg/cm^2	lb/in^2
1 種	1.05	(15)
2 種	0.7	(10)
3 種	0.7	(10)
4 種	0.7	(10)
5 種	0.42	(6)
6 種	0.35	(5)

9. 2 落下試験 ドラム内容積 98% 以上の水を注入したのち高さ 1.20m からコンクリートの基礎 または それと同程度の水平面上に落下せしめ、内部の水の漏れを認めず、しかも排水後9.1 気密試験に適合しなければならない。なお落下の方法については JIS Z 0202 包装貨物 および容器の落下試験方法通則を適用する。(7 図)

Z 1601

7 図



9. 3 水圧試験⁽¹⁾ ドラムに適当な方法で水を注入し、これを6表に規定する水圧で5分間以上試験し、漏れを認めてはならない。

6 表

適 用	水 圧 kg/cm^2	(lb/in^2)
1種・2種および3種	2.1	(30)

注⁽¹⁾ 4種・5種 および6種はこの試験を省くものとする。

10 検査

10. 1 全数検査 一般的検査 および気密検査は全製品についておこなうことを原則⁽²⁾とする。

10.1.1 一般的検査 一般的検査は寸法・容量・重量・構造 および口金⁽³⁾などについておこない、規定内にあれば合格とする。

10.1.2 気密試験 気密試験に適合すれば合格とする。

注⁽²⁾ ここでいう原則とは全製品について検査することを意味するが、ただし当事者間のと看みによっては抜きとりにより検査してもよいことを意味する。

注⁽³⁾ ここでいう口金はドラムに付けられたものをいう。

10. 2 抜取検査 落下試験 および水圧試験は抜きとりによりおこなうものとし、製品の適当なる本数を単位とし、この中から2本をとり、1本は落下、1本は水圧試験用とする。ただし、本数の決定については当事者間により生産者危険 および消費者危険を十分考慮して定めるものとする。

10.2.1 落下試験 供試品が9.2の落下試験に適合すれば落下試験については

8.

Z 1601

その単位を合格とし、不合格の場合は同じ単位からさらに2本を追加し、そのおのものが適合する場合、落下試験についてはこの単位は合格したものと
する。

10.2.2 水圧試験 供試品が9.3の水圧試験に適合すれば水圧試験については
その単位を合格とし、不合格の場合は同じ単位からさらに2本を追加試験し、
そのおのものが適合する場合、水圧試験についてこの単位は合格したものと
する。

11 表 示 ドラムは2図に示すごとく天板または地板に製造業者名、またはその
略号を、地板にはドラムの種別、公称容量 および製造年月を、1・2種にあって
は圧出により、3種以下にあっては圧出 またはスリ込により表示を行うものと
する。文字 および数字の大きさはその高さを18mm以上とする。

たとえば 1.6-200-51-1 という表示は、厚サ1.6mm 公称容量 200/ 1951 年1
月に製造されたことを表わすものである。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和26. 1. 12

官 報 公 示：昭和

原案作成者：ドラム缶倶楽部連合会

審議部会および専門委員会：包装部会（部会長 米沢 菊二）

鋼製ドラム専門委員会（委員長 森山 連郎）

この規格について意見または質問のあるときは工業技術庁 標準部（東京都千代田区三年町1）
へ連絡されたい。

財団法人 日本規格協会 頒布（東京都千代田区三年町1 特許庁内）

四エナル鉛取扱基準令(案)

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第十六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

(混入の制限)

第一條 四エナル鉛は、ガソリン以外の物に混入してはならない。

2 四エナル鉛をガソリンに混入する場合の割合は、ガソリン一ガロンにつき

四エナル鉛三立方センチメートル以下でなければならぬ。

3 前二項の規定は、四エナル鉛を試験又は研究のために取り扱う者であつて厚生大臣に届け出たものについては、適用しない。

(四エナル鉛の着色)

第二條 四エナル鉛の製造業者は、その製造した四エナル鉛を赤着色しなればならない。

(四エナル鉛の表示)

第三條 四エナル鉛の製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エナル鉛の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならぬ。

内容量

の容器内の四エナル鉛の全部を消費したときは、その空容器を、
の容器に使用し、そのまゝ密閉して直ちに製造所に返送する
か、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがない材料で処理し、処置しなければならぬ旨

(四エナル鉛の貯蔵)

第四條 四エナル鉛を貯蔵する倉庫は、十分な換気装置があるものでなければならぬ。

(四エナル鉛の運搬)

第五條 四エナル鉛は、左の各号に適合する場合でなければ、鉄道又は自動車によつて運搬してはならない。

一 容器として工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基く

日本標準規格(JIS)に適合する鋼製ドラム罐(2160-1号)

第一種又はこれと同等以上の強度を有するドラム罐が使用されていること。

ニ 容器の十%以上の空間が残されていること。

三 容器が一面ごとにむしろの類をもつて包まれているものであること。

四 容器ごとにその内容が四エナル鉛である旨の表示がなされていること。

第六條 四エナル鉛を鉄道又は自動車によって運搬するときは、左の各号により
取付けなければならない。

一 他の物と混載しないこと。

キ 貨車の床土又は自動車の荷台に厚いむしろの類を置くこと。

エ ドラム罐は、その口金が上位になるように置くこと。

四 ドラム罐の動搖を防ぐために必要な措置を講ずること。

五 ドラム罐を積みかさねないこと。

六 鉄道によって運搬するときは、有蓋貨車を用い、自動車によつて
運搬するときは、ドラム罐の転落を防ぐために必要な措置を講ずる
こと。

(四エナル鉛の空容器の返送)

第七條 容器に収めた四エナル鉛の全部を消費したときは、その容器を伴ひ

目録を添付して、そのまま密閉して直ちに四エナル鉛の製造所に返

送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがない旨を添付し、返

送しなければならない。

(加鉛ガソリンの表示)

第八條 四エナル鉛をガソリンに混入した場合には、そのガソリン(以下「加鉛

ガソリン」という。)の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

一 加鉛ガソリンが入っている旨

ニ このガソリンを内燃機関以外の用に使用することは著しく危険である旨

(加鉛ガソリンの着色)

第九條 四エナル鉛をガソリンに混入した者は、その加鉛ガソリンを赤く着色しなければならぬ。

加鉛ガソリンの取扱

第十條 加鉛ガソリンの販売業者(第八條の表示のある容器のまま販売する者を除く)は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他店舗内の見易い箇所に、第八條に掲げる事項を表示しなければならぬ。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第八條及び第十條の規定は、公布の日から起算して六十日を経た日から施行する。

（通）

四エチル鉛運送規則案

二 鉄道監督局
六

(適用範囲)

才一條 鉄道、鉄道連絡航路において貨車積のまま運送する場合の船舶を含む。による四エチル鉛の運送は、この省令の定めるところによる。

(貨車の占用)

才二條 四エチル鉛又はその空容器を運送するときは、一車を用してこれをしなければならぬ。この場合においては有蓋車を使用しなければならぬ。

(包装)

才三條 容器は、日本標準規格によるドラム罐又はこれと同等以上の強度を有するドラム罐を使用するものとし、左の各号によらなければならぬ。
一 四エチル鉛は、ドラム罐内に充満せず、十パーセント以上の空間を保つこと。

二 ドラム罐は、むしろの類をもつてまく外、四エチル鉛の入

つていることを示す表示をすること。

三 貨物には、一箇ごとに四エチル鉛と表示した荷札をくくりつけなければならぬ。

(搬出又は搬入の日時の指示)

才四條 四エチル鉛又はその空容器の搬入又は搬出の日時については、運送業者の指示によつて、これをしなければならぬ。

(積込又は取卸時の措置)

才五條 荷送人又は荷受人は、四エチル鉛又はその空容器を貨車に積込又は取卸の際に、四エチル鉛について知識を有する者を立ち合わせなければならぬ。

(積付方及び混載の禁止)

才六條 四エチル鉛の積付方は左の各号によるものとし、且つ他の貨物と混載してはならぬ。

- 一 床上には、厚いむしろの類を敷くこと。
- 二 荷箱とし、ドラム缶の口金を上方に向けて置くこと。
- 三 一箇ごとに、その両側に断面が三角形の木片を置いて、揺れを防止すること。
- 四 積み重ねないこと。
- 五 貨車にあつては、縦の方向に対し、横に並列積とすること。

（附添人）

才七條 運送途中において積換を要する場合は、荷送人において附添人を附さなければならぬ。

2 前項に定める附添人は、四エチル鉛が漏えいした場合その他の事故の場合においてその処置方に關し相應の知識を有するものであることを要し、且つ、附添中においては、防護面防毒ゴム手袋その他消毒用品を携帯しなければならぬ。

（清掃及び消毒）

才八條 着床又は途中積換取において四エチル鉛を取り卸したときは、貨主において貨車の清掃及び消毒を行はなければならない。

貨物箱卸場、四エチル鉛の附着したその他の箇所の清掃及び消毒についてもまた同じ。

才八條
清掃及び消毒

毒物及び劇物取締法（五、二、八、法律三〇三号）改正

第十六條（四エチル鉛その他の取扱等） 四エチル鉛、モノフォルル酢酸ナトリウムその他これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて、政令で指定するこのについては、政令で、その製造、貯蔵、運搬、他物との混入及び使用の方法に關して技術上の基準を定めることができる。

又 前項の規定により政令で技術上の基準が定められたときは、同項の毒物は、その基準によりなければ、製造し、貯蔵し、他物と混入し、又は使用してはならない。

三 省 略

第三十四條（罰則） 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

附則第一項 この法律は、公布の日から施行する。

四エチル鉛の取扱等の基準に關する政令（三六、四、二）

第一條（定義） この政令で製造業者とは、四エチル鉛の製造業者をいう。

二 この政令で輸入業者とは、四エチル鉛の輸入業者をいう。

三 この政令で混入業者とは、四エチル鉛がソリンに混入することを業とする者をいう。

第二條（混入の制限） 省 略

第三條（四エチル鉛の着色） 省 略

第四條（四エチル鉛の表示） 製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エチル鉛の容器に左に掲げる事項を表示しなければならない。

一 内容量

二 この容器が空になったときは、そのまゝ密閉し、直ちに製造所に返送する。又は保健衛生上危害を生ずるおそれのない方法により処置しなければならない。

第五條（四エチル鉛の貯蔵） 製造業者、輸入業者、混入業者又は第三條第一項但書の規定により厚生大臣の許可を受けた者は、四エチル鉛を貯蔵する倉庫に充分な換気装置を施さなければならない。

第六條（四エチル鉛の運搬） 四エチル鉛又はその空容器を運搬するときは、他の物と混載してはならない。

又 前項に定める事項の外、四エチル鉛又はその空容器の運送に（い）て危害防止のため必要な事項は、運輸省令で定める。

第七條（四エチル鉛の空容器の返送） 混入業者又は第二條第一項但書の規定により厚生大臣の許可を受けた者は、四エチル鉛の空容器が空になつたときは、そのまゝ密閉し、直ちにその四エチル鉛の製造所に返送するか又は保健衛生上危害を生ずるおそれのない方法により廃棄しなければならぬ。

第八條（加鉛ガソリンの表示） 混入業者は、四エチル鉛を混入したガソリン（以下「加鉛ガソリン」といふ）の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならぬ。

- 一 四エチル鉛が混入されているガソリンが入っていること
- 二 このガソリンは、内燃機関以外には使用してはならないこと

第九條（加鉛ガソリンの着色） 省 略

第十條（加鉛ガソリンの取扱） 加鉛ガソリンの販売業者は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他の見易い場所に第八條各号に掲げる事項を表示しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し第二條第三項、第八條及び第十條の規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

四 エチル鉛の性質

四エチル鉛の性状は、四エチル鉛又はこれを主成分とし他に二臭化エチレン等を含有する濃厚な工業用液体であつて、揮発油のアンチノック剤として使用される。比重は、一七以上の油状物質で識別を容易にするために、二エリン染料を用いて通常青色（又は緑）に着色されてあり、特殊な臭気があつて、沸点多い割合には燃焼性が強く、比較的不安定で、日光によつて徐々に分解白濁する。引火性もあり、エチル鉛の薄い膜は時に自然燃焼することがある。また、金属に対しては腐蝕性を有する。

その毒性は、有機化合物なるために、その生物的作用は無機化合物に比べて非常に低く、蒸発して蒸気となり、これを吸入すると鼻、口腔等の粘膜より浸透して体内に入り、また、皮膚に接触しても同様に浸透して神経系統その他を犯し、重大な健康障害を与えることがある。

注 四エチル鉛を「ドラム缶につき通常三〇〇程度混入した揮発油を「含鉛揮発油」という。

四エチル鉛液運送規程（三、五、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）

（適用範囲）

一 日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の経営する鉄道及び航路における四エチル鉛液の運送は、この規程による。

二 この貨物は、国鉄の経営する自動車線においては取り扱わない。

（扱 別）

一 貨物の扱別は、車扱とする。

（移動許可の表示）

一 荷送人は、運送申込の際、貨物の一口ごとに、主務官庁から移動許可を受けた旨の表示をしなければならぬ。

二 前項の表示は、貨物運送状の記事欄に「移動許可済」と記入するものとする。

（荷 送）

一 荷送は、新製ドラム罐によるものとし、次の各号による。

一 貨物は、ドラム罐内に充満せず、十％以上の空間を置くこと。
二 ドラム罐の外部には、四エチル鉛液の入つてゐることを示す表示をすること。

三 ドラム罐は、むしろの類をもつて巻くこと。

（荷札及び荷票）

一 貨物は、一個ごとに、荷札及び「四エチル鉛液」とそれぞれ表示した荷票を荷送人においてくり付けるものとする。

（搬入日時の指定）

一 搬入日時の指定は、えの日時を国鉄において指定する。

（積卸時間）

一 貨物の積卸時間は、三時間とする。

（積付方及び混載の禁止）

一 貨物の積付方は、次の各号によるものとし、他の貨物（含鉛揮発油を除く。）を混載してはならない。

一 床上には厚いむしろの類を敷くこと。

二 横積とし、ドラムの口金を上方に向けて置くこと。

三 一個ごとに、その両側に断面が三角形の木片を置いて動揺しないようにすること。

四 積みかさねないこと。

五 貨車にあつては、縦の方向に対し、横に並列積すること。

（開戸及び免責）

才九条 貨車により運送する場合は、必要により開戸のまゝ運送することがある。この場合、開戸により生じた貨物の損害については賠償の責を負わない。

（付添人）

才十条 この貨物には、荷送人において、付添人を付けるものとする。但し、貨物の一口の全部の荷造が、この貨物の運送のために特に設備されたドラムであつて対圧試験に合格しているものであるときは、途中積換を要するものを除いて、付添人を省略することができる。

（付添人の資格及び携帯品）

才十一条 前条に定める付添人は、運送途中において液が漏えいた場合その他の処置方につき、相応の知識を有している者であることを要し、且つ、乗車の場合は、数個の防毒面、ゴム手袋その他消毒用品を携帯するものとする。

（清滯及び消毒）

才十二条 着駅又は途中積換駅において貨物を取り卸したときは、貨主において、貨車の水洗清掃及び消毒を行うものとする。貨物

積卸場その他に附着した溶液の処置についてもまた同じ。

2 前項の消毒が不十分なために生じた一切の損害は、貨主において負担するものとする。

（引取時間）

才十三条 着駅において引渡しをする貨物の引取時間は、才七条に規定する積卸時間に相当する時間とする。

才十四条 級

才十四条 貨物等級は、一級とする。

（章用規定）

才十五条 前各章以外の事項については、貨物運送規則（昭和二十四年九月日本国有鉄道公示才百二十五号）の定めるところによる。

裏面白紙

此は又その目録によつて

厚生省

(四エール鉛の「通板」)
第五條 四エール鉛は、たゞ各号に適合する場合は、
通板してはならない。

一 各号の工業標準化法(昭和十五年法律第百八十五号)に基き、
JIS Z 1201「鉛のドラム」又はこれと同等以上の強度
を有するドラムが使用されること。

二 容器内に十パーセント以上の水と同様の液体を貯えること。
四 容器ごとには、内径が四エール鉛の厚さの二倍以下となること。

三 容器が一億二千万リットルを貯えること。

(四エケル鉛の運搬)

第一條 四エケル鉛を運搬するときは、たゞ冬場に注意を付

水はならない。

（鉄道又は自動車によつて）

一 他物と混雜しないこと。

且つ、正しい方に注して横に。

二 貨車の床又は自動車のセロ台に厚い布を敷き、鉛を敷くこと。

三 ドラムかんは、横積みとし、その口金もか上位になるよう

に回すこと。また、鉛の移動を防ぐために必要は措置を講ずること。

四 ドラムかんは、積み重ねないこと。

五 ドラムかんを

六 鉄道によつて運搬するときは、有蓋貨車を用い、自動車のよこ
運搬するときは、ドラムかんの転落と防ぎのために必要は措置を
講ずること。

この件関係主任官
厚生事務官 中村 光三

厚生省発第第一九八号

四エチル鉛取扱基準令の制定に関する件

毒物及び劇物取締法第十六条第一項の規定に基く四エチル鉛取扱基準令を制定する必要がある。よつて別紙政令案を提出する。
右閣議を断る。

昭和二十六年五月十一日

厚生大臣臨時代理
国務大臣 保利 茂

運輸大臣 山崎 猛

厚生省

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

政令第 号

四エチル鉛取扱基準令案

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）

第十六条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（混入の制限）

- 第一条 四エチル鉛は、ガソリン以外の物に混入してはならない。
- 2 四エチル鉛をガソリンに混入する場合の割合は、ガソリン一ガロンにつき四エチル鉛三立方センチメートル以下でなければならない。
- 3 前二項の規定は、四エチル鉛を試験又は研究のために取り扱

厚生省

う者であつて厚生大臣に届け出たものについては、適用しない。

（四エチル鉛の着色）

- 第二条 四エチル鉛の製造業者は、その製造した四エチル鉛を標で着色しなければならない。

（四エチル鉛の表示）

- 第三条 四エチル鉛の製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エチル鉛の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

一 内容量

- 二 その容器内の四エチル鉛の全部を消費したときは、消費者

は、その容器をそのまま密閉して直ちに製造所に返送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない旨

(四エチル鉛の貯蔵)

第四條 四エチル鉛を貯蔵する倉庫は、十分な換気装置があるものでなければならぬ。

(四エチル鉛の運搬)

第五條 四エチル鉛は、左の各号に適合する場合でなければ、鉄道又は自動車によつて運搬してはならない。

一 容器として工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん、又はこれと同等以上の強度を有するドラムかんが使用されていること。

二 容器内に十パーセント以上の空間が残されていること。

三 容器が一箇ごとにむしろ類をもつて包まれていること。

四 容器ごとにその内容が四エチル鉛である旨の表示がなされていること。

第六條 四エチル鉛を鉄道又は自動車によつて運搬するときは、左の各号によらなければならない。

一 貨車の床上又は自動車の荷台に厚いむしろの類をしきること。

二 ドラムかんは、その口金が上位になるように置くこと。
三 ドラムかんの動揺を防ぐために必要な措置を講ずること。
四 ドラムかんを積み重ねないこと。
五 鉄道によつて運搬するときは、有蓋貨車を用い、自動車によつて運搬するときは、ドラムかんの転落を防ぐために必要な措置を講ずること。

2 四エチル鉛又はその空容器を鉄道又は自動車によつて運搬するときは、これらの物以外の物と混載してはならない。

(四エチル鉛の空容器の運送)

第七条 容器に収められた四エチル鉛の全部を消費したときは、

消費者は、その空容器をそのまま密閉して直ちに四エチル鉛の製造所に運送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれのないように処置しなければならない。

(加鉛ガソリンの表示)

第八条 四エチル鉛をガソリンに混入した場合には、そのガソリン(以下「加鉛ガソリン」という。)の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 加鉛ガソリンが入っている旨
- 二 このガソリンを内燃機関以外の用に使用することは、著しく危険である旨

(加鉛ガソリンの着色)

第九条 四エチル鉛をガソリンに混入した者は、その加鉛ガソリンを赤で着色しなければならない。

(加鉛ガソリンの取扱)

第十条 加鉛ガソリンの販売業者(第八条の表示のある容器の主要販売する者を除く。)は、加鉛ガソリンの給油塔の上その他店舗内の見やすい場所に、第八条に掲げる事項を表示しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第八条及び第十条

厚生省

の施行は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

理由

四エチル鉛の毒性による危害を防止するため、これが取扱に關する技術上の基準を定め、國民の保健衛生上万全を期する必要があるからである。

厚生省

四エナル鉛取扱基準令(案)

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第十六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

(混入の制限)

- 第一條 四エナル鉛は、ガソリン以外の物に混入してはならない。
- 2 四エナル鉛をガソリンに混入する場合の割合は、ガソリン一ガロンにつき四エナル鉛三立方センチメートル以下でなければならぬ。
- 3 前二項の規定は、四エナル鉛を試験又は研究のために取り扱う者であつて厚生大臣に届け出たものについては、適用しない。

(四エナル鉛の着色)

第二條 四エナル鉛の製造業者は、その製造した四エナル鉛を赤で着色しなければならない。

(四エナル鉛の表示)

第三條 四エナル鉛の製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入した四エナル鉛の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならない。

四 容 量

この容器内の四エナル鉛の全部を消費したときは、その空容器を、~~他の用途に用いること~~そのまゝ密閉して直ちに製造所に返送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがない方法により処置しなければならない。

(四エナル鉛の貯蔵)

第四條 四エナル鉛を貯蔵する倉庫は、十分な換気装置があるものでなければならない。

(四エナル鉛の運搬)

第五條 四エナル鉛は、左の各号に適合する場合でなければ、鉄道又は自動車によつて運搬してはならない。

一 容器として工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基く

日本標準規格(JIS)に適合する鋼製ドラム缶(21601号)

第一種又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶が使用されていること。

ニ 容器に十%以上の空間が残されていること。

三 容器が一面ごとにむしろの類をもつて包まれているものであること。

四 容器ごとにその内容が四エナル鉛である旨の表示がなされていること。

第六條 四エナル鉛を鉄道又は自動車によつて運搬するときは、左の各号により
反ければならない。

一 他の物と混載しないこと。

ニ 貨車の床又は自動車荷台の厚いむしろの類をしくこと。

三 ドラム缶は、その口金が上位になるように置くこと。

四 ドラム缶の動搖を防ぐために必要な措置を講ずること。

五 ドラム缶を積みかさねないこと。

六 鉄道によつて運搬するときは有蓋貨車を用い、自動車によつて
運搬するときはドラム缶の転落を防ぐために必要な措置を講ずる
こと。

(四エナル鉛の空容器の返送)

第七條 容器に収めた四エナル鉛の全部を消費したときは、その空容器を供
自給に使用するが、そのまま密閉して直ちに四エナル鉛の製造所に返
送するか、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがない方法で処置しなけれ
ばならない。

(加鉛ガソリンの表示)

第八條 四エナル鉛をガソリンに混入した場合には、そのガソリン(以下「加鉛
ガソリン」という。)の容器に、左に掲げる事項を表示しなければならぬ。

一 加鉛ガソリンが入っている旨

ニ このガソリンを内燃機関以外の用に使用することは著しく危険である旨

(加鉛ガソリンの着色)

第九條 四エナル鉛をガソリンに混入した者は、その加鉛ガソリンを赤ず
青色しなけれはならない。

加鉛ガソリンの取扱

第十條 加鉛ガソリンの販売業者(第八條の表示のある容器のまま販売
する者を除く)は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他店舗内の
見易い箇所に、第八條に掲げる事項を表示しなけれはならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第八條及び第十條の規定は、
公布の日から起算して六十日を経た日から施行する。